

トータル保険だより

2019年2月号



(有)トータル保険がみなさんにお届けするニュースレターです。

《発行元》

有限会社トータル保険

平成31年2月1日 第274号

〒997-0853 鶴岡市小淀川色田69-28

TEL:0235-25-1315 FAX:0235-25-1064

URL: <http://total-hoken.net/>

毎日無事に帰る喜び

帰る喜び

今から7年前のある朝のことです。K子さんの長女まいさん(当時17)が「学校に行きたくない」と言い出しました。家族の朝食の仕度に追われていたK子さんは「そんなことを言わずに早く用意しなさい」とせかすように送り出しました。ところがその翌朝も「行きたくない」と言います。「今忙しいのに」と少しいらいらしながら理由を聞いてみても、まいさんは何も答えません。毎日のようにこんな朝が続き、ついには遅刻するようになりました。小さい頃から、どの友達とも分け隔てなく仲良く遊んでいたまいさんだっただけに、学校で何か嫌なことでもあったのか心配になり尋ねるので、何も話してくれませんでした。その後、K子さんはなぜ学校に行きたがらないのか、そのことばかり気になり、もやもやとした気持ちを抱えていました。そんなある日、テレビを見てみると、ドキュメンタリー番組が放映されていた。その内容は平成23年3月11日に発生した東日本大震災で津波によって家族を亡くされた方へのインタビューでした。ちょうどK子さんと同世代

の女性が、涙を流しながら次のように語っていました。「あの日はいつもと変わらない朝でした。慌ただしく家事をしながら子どもを送り出したので、子どもとの最後の会話が何だったのか、その言葉を覚えていないのです。ちゃんと『行ってらっしゃい』と言ったかさえ思い出せないのです。いつも通りに我が子を学校へ送り出し、いつものように帰って来るだろうと思いき、疑わなかった。それなのにお子さんは生きて帰ってくることはなかったのです。号泣するその姿を見て、思わず涙をこらえきれなくなったK子さんの脳裏に浮かんだのは、まいさんの姿でした。まいさんが生きていくことができるかどれほどありがたいことかと実感しました。そして、このお母さんの分まで「行ってらっしゃい」を言おう。K子さんは、学校に行きたくない理由を聞くのをやめ、毎日無事で帰ってくることを祈りながら「行ってらっしゃい」と見送ろうと決めました。そうするうちに、K子さんとまいさんの朝に変化が表れました。まいさんの方から「行ってきます」と言っ、遅刻もせず、再び学校に行けるようになったのです。現在は就職し、親元を離れているまいさんに、毎朝「行ってらっしゃい」と願いを込めてメールを送っているK子さんです。

安心のつとめ

鶴岡市 石川龍星さんご家族

最初は、紹介がきっかけで同うことになりました。行ってまず感じたことは、社員の方々の対応が素晴らしいことです！皆さん笑顔で迎えてくださいました。また、大川さんの人柄と、私達家族に合った保険を紹介してくださり、任せたいと思うようになりました。今までも様々な保険関係の方を見てきましたが、すぐに見慣れない方に変わってきました。このなら、任せていて今後も安心だと感じています。今の対応に満足しているので、これ以上望むことはありません。ただ、保険はしょっちゅう商品も変わるので、私達家族に紹介したい商品等ありましたら、是非教えてください！

石川さんご家族が安心して、幸せな生活が出来るサポートを、会社全体で行っていきま

大川優平

暖かな春の訪れが待ち遠しい今日このごろ。しかし、花粉症の方にとってはつらい季節ともなります。ウェザーニューズ発表の「第1回花粉飛散傾向」によると、2019年の花粉飛散量は多い予測が出ています。免疫機能が過剰に働くことで起こる花粉症は、特効薬がないやっかいな疾患でもあります。少しでも花粉症の症状を軽くし、快適な春を過ごすためには、普段の暮らしの中でできるセルフケアも肝心です。

『万全の対策が肝心!』

(外出する場合は)メガネやサングラス、つばのある帽子、マスクなどを使用して、花粉の侵入を防ぐ工夫をしましょう。一番外側の衣服は、ツルツルして花粉が滑り落ちやすいナイロン素材などを選ぶとよいでしょう。外出は雨の日がラクです。

逆に雨の翌日は、木々や建物に付着していた花粉が地面に落ち、それが舞い上がるため花粉が多くなりがちなので注意が必要です。

(室内では)何ととっても、まずは外から花粉を持ち込まないこと。掃除は排気の出るタイプの掃除機より、モップやフロアワイパーを使い、ホコリをたてないこと。窓は開けない。コートや帽子は玄関に入る前に脱ぎ、周囲の花粉症でない人にもお願ひし、室内に花粉を持ち込まないように協力をあおぎましょう。また、あまりにつらければ医療機関の受診や内服薬を使いましょう。しかし、悪化する前に治療を開始したほうが効果的な場合が多いので、なるべく早めに医師や薬剤師に相談しましょう。



◆営業時間

朝9時から夜7時まで

◆お手伝いできること

- ・お金のセミナー・ライフプラン診断・ねんきん定期便読み解き方・笑顔相続プラン

◆主な資格

- ファイナンシャルプランナー (AFP)
- 損害保険トータルプランナー
- 相続診断士
- 住宅ローンアドバイザー
- 公的保険アドバイザー
- ライフプラン診断士



サラリーマン川柳

- 日本全国四七、五五九句の中から選ばれた優秀100句。第31回サラ川を彩る傑作の数々をご紹介します。今回は第六位から第十位を紹介いたします。
- ① 「マジですか」 上司に使う 丁寧語
 - ② 父からは ライン見たかと 電話来る
 - ③ 「言っただろ！」 聞いてないけど「すみません」
 - ④ 減る記憶 それでも増える パスワード
 - ⑤ ほらあれよ 連想ゲームに 花が咲く



はッピーカフェ:暮らしとお金のミニ情報



傷病手当金に関する質問

傷病手当金は、一度受給した後、数年後に再度受給する事は可能なのでしょうか？

1年6か月間受給した2年後に、再度受給する事は可能でしょうか？また、可能な場合、何年経過後(何日)から受給する事ができますか？

傷病手当の受給回数に上限はありません。ただし定義として「新たな病気にかかり、新たに傷病手当を申請」することは何度も可能ですが、同じ病気の場合であれば、「一度治癒して、相当期間就業し、また罹患した場合」という経緯が必要です。一度治癒というのは、医学的な判断が必要となり、相当期間就業というのはおおむね1年~2年というところが多いようですが、この判断をするのは、所属の健康保険になりますので、適時間い合せをすることが一番良いかと思います。

